

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案【職業安定法の特例】について

厚生労働省職業安定局

1. 現行規定の概要

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公共サービス改革法」という。）第32条においては、公共職業安定所の業務のうち市場化テストの対象業務について、官民の競争条件の均一化を確保する観点から、職業安定法の特例を設けている。

具体的には、公共サービス改革法第32条第1項において、市場化テストの対象業務として同項各号に掲げる業務（人材銀行事業（第1号）又はキャリア交流プラザ事業（第2号）。以下「特定業務」という。）を規定し、特定業務を実施する施設において職業紹介事業を行う者は職業安定法第30条第1項の許可（有料職業紹介事業の許可）を受けた者でなければならないとしている。

また、公共サービス改革法第32条第2項において、これらの者が当該職業紹介事業に関し国以外の者から手数料等を受けないときは、職業安定法第32条の11の規定（港湾運送業務及び建設業務の取扱い禁止）を適用せず、港湾運送業務及び建設業務について職業紹介をすることとしている。

2. 改正の目的

平成19年6月19日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」において、公共職業安定所の無料職業紹介業務について、平成20年度を目途に市場化テストを実施するとされたことを踏まえ、当該業務を公共サービス改革法第32条に規定する特定業務に追加し、新たに実施する市場化テストにおける官民の競争条件の均一化を確保するため。

3. 改正の内容

新たに市場化テストの対象とする業務は、民間事業者が国から委託費等を受け職業紹介を実施するため、職業安定法第4条第3項に規定する有料職業紹介に該当することとなり、同法第32条の11の規定により、港湾運送業務及び建設業務の取扱いが禁止されている。

このため、新たに市場化テストの対象とする業務（公共職業安定所の庁舎で実施する職業紹介等業務）を特定業務として追加し、当該業務を実施する民間事業者が有料職業紹介事業の許可を要することとともに、当該業務について、現行の特定業務同様、港湾運送業務及び建設業務の取扱いを禁止する規定を適用しないこととするもの。